三重県人権施策基本方針(第三次改定)(中間案)について

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例 (令和4年5月19日施行)

1 目 的

不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ること

2 基本理念

- ①社会のあらゆる分野において人権が尊重されること 不当な差別をはじめとする 人権侵害行為等の禁止
- ②対話を通じて不当な差別その他の人権問題 の解消を図ることが重要であること
- ③不当な差別その他の人権問題の解消に当たって障壁となるような社会における制度、1
- たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等の改善を図ること
- ④人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること
- ⑤人権侵害行為を行った者等がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者等 の心情等を理解することを社会として促進すること
- ⑥人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支え ていくこと
- ⑦不当な差別その他の人権問題の解消を図ることにより、多様性が尊重され、誰一人 取り残されることのない共生社会の実現に寄与すること

3 責務等

県の責務

県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に 立って取り組む

県民の責務

自ら人権意識の高揚に努め るとともに、相互に人権を尊 重しなければならない

事業者の責務

・何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害

人種等の属性の識別情報の摘示行為の禁止

行為をしてはならない

自ら人権意識の高揚に努めるとと もに、従業員その他の関係者の 人権を尊重しなければならない

4 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備

相談体制

- ・県は、人権問題に関する相談に 応じなければならない
- ・県は、相談があったときは、助言、 調査、関係者間の調整その他の 必要な対応等を行う

不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制

- ・不当な差別に係る紛争について、助言・説 示・あっせんの手続を整備
- ・三重県差別解消調整委員会に諮問
- ・正当な理由なく助言・説示・あっせんに従 わないときは、勧告

第二次改定からの主な変更点

【視点1】差別解消条例への対応

- 〇条例に規定された7つの基本理念と2つの禁止規定を「**基本理念**」とします。
- ○条例に規定する「県の責務」「県民の責務」「事業者の責務」をふまえ、県、県民、事業者が取り組むべきこととあわせて、県民一人ひとり、事業者・NPO等の団体との協働によって「人権尊重のまちづくり」を進めることを「**基本姿勢**」とします。
- ○条例で新たに規定された「**紛争解決体制**」について明記します。

【視点2】社会情勢の変化への対応

- ○性の多様性をはじめ多様な生き方を認め合い、誰もが安心して暮らすことができる 社会の推進のため、「**性的指向・性自認**」を施策として新たに項立てします。
- 〇「**ひきこもり**」は、誰にでも起こりうるものであり、全ての世代に関わる社会課題であり、マイナスイメージや偏見もあることから新たに項立てします。

三重県人権施策基本方針(第三次改定)の概要

第1章 基本的な考え方

- 1 基本方針改定の経緯
- 2 めざす社会 「不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会」の実現
- 3 基本理念

- (1) 多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現
- (2) 差別を解消し、互いに認め合い、支え合う社会の実現

4 人権尊重のための基本姿勢

- (1) 県、県民、事業者それぞれの主体の役割
 - 行政だけでなく、事業者やさまざまな団体、県民一人ひとりが人権尊重の視点に立ってそれぞれの主体に応じた役割を果たす
- (2) 県民、事業者等と協働した人権が尊重されるまちづくり 県民、事業者、NPOなどが相互に連携を図り、「人権尊重のまちづくり」の取組を展開する

第2章 人権施策の推進

- 1 人権啓発および人権教育の推進
- (1)人権啓発 あらゆる人権課題について、自分自身の問題としてとらえてもらえるよう効果的な啓発活動を行う
- (2)人権教育 人権尊重の意識と行動力を育む取組を教育活動全体を通じて推進する
- 2 不当な差別その他の人権問題を解消するための施策の推進
- (1) 相談体制の充実 相談窓口の広報に取り組み、「助言、調査、関係者間の調整」等の必要な対応が 実施できるよう体制の充実を図る
- (2)紛争解決に向けた取組の充実 差別解消条例に基づく、「助言、説示及びあっせん」を迅速かつ適切に実施し、 当事者間の問題解決を図る
- 3 課題別施策の推進
 - ○部落差別(同和問題)

県民一人ひとりが自らの課題として受けとめ、実際の行動に結び付く教育・啓発活動を推進する

○子とも

子どもの健やかな育ちを支援するため、行政、学校、家庭、地域等さまざまな主体が連携した取組を促進する

〇女性

男女共同参画意識の一層の浸透を図るとともに、DVや性暴力の被害者等困難な問題を抱える女性に対する切れ目のない支援の取組を進める

○障がい者

ユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別解消の支援体制の強化を進める

○高齢者 虐待や認知症に関する正しい知識の周知により、高齢者の尊厳確保等を図るとともに、地域包括ケアシステムを深化・推進する

○外国人

行政

行政・生活情報の多言語化や相談体制の充実を図るとともに、さまざまな主体と連携した日本語教育の体制づくりに取り組む

○患者等

患者本位の医療体制づくりの推進や、患者等に対する偏見や差別を解消するために、正しい知識の普及・啓発を推進する

○犯罪被害者等

犯罪被害者等のカウンセリング体制の充実に取り組むとともに、権利や利益の保護のため総合的な支援を実施する

○インターネットによる人権侵害

人権の視点に立った正しい知識や理解を深める啓発の推進や差別的な書き込みに対するモニタリングを実施する

○性的指向·性自認

性の多様性に関する社会の理解を深める啓発の推進やパートナーシップ宣誓制度の周知と利用先の拡充を図る

○ひきこもり

ひきこもり当事者の把握・早期対応を行うための仕組みづくりやアウトリーチ(訪問型)支援の充実に取り組む

○あらゆる人権課題の解消に向けて(アイヌの人びと、刑を終えて出所した人等、災害と人権、

貧困等に係る人権課題、北朝鮮当局による拉致問題等等)

あらゆる人権課題に対する教育・啓発活動の推進や人権侵害に対応するための取組を推進する

第3章 人権施策の推進体制等

人権尊重の視点に立った行政の推進

県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組む

- 2 人権施策の推進体制と仕組み
- (1)国・都道府県・市町、関係団体と連携して取り組み、県庁内では横断的な推進体制で取り組む
- (2)具体的な取組を進めるため「行動プラン」を策定し、毎年度の取組の成果や課題を年次報告として取りまとめる